

2017年新規意見速報版

# 「2017年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望 - 欧州編 - 」

(2017年1月～2017年2月実施)

2017年8月

貿易・投資円滑化ビジネス協議会

事務局：日本機械輸出組合

# 目次

## 5 . 欧州地域

† EU.....	1	† スウェーデン .....	20
† オーストリア .....	9	† スイス .....	21
† ベルギー .....	10	トルコ .....	22
† 英国 .....	11	† チェコ.....	24
† フィンランド .....	13	† ハンガリー .....	26
† フランス .....	14	† ポーランド .....	27
† ドイツ .....	15	† ルーマニア .....	28
† イタリア .....	17	† スロベニア .....	29
† オランダ .....	18	セルビア .....	30
† スペイン.....	19		

(注) †印は、ASEM 諸国・地域

## EUにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高輸入関税	・テレビ、ビデオカメラ等の関税は14%と高関税である。 (継続、要望変更)	・日EU FTAの早期締結(理想的には2年以内)。 ・広範囲をカバーする拡大ITAの早期締結。 ・コンピュータや他の機器への接続が可能なデジタルDVIコネクタを持つものを含むフラットパネル表示装置(FDPS)に関するWTOパネルの速やかな履行。	
	時計協	(2)	従価税と定額税の併用	・EUの輸入関税は従価税を基本としているが、ウォッチ完成品(HS9101&HS9102)には従価税(4.5%)と定額税(最低税率と最高税率)を併用している。クロック完成品(HS9103 & HS9105)は3.7%~4.7%の従価税だけが課されている。 (継続)	・時計関税を従価税に統一することを要望する。	・Commission Regulation (EC) No 1031/2008
	日機輸	(3)	関税賦課一時停止制度	・関税賦課一時停止措置の一時的および最終完成品への非適用 ・以下に規定される関税賦課一時停止措置について。 - 最終完成品には、この措置が適用されないこと。 - 同一、同等または代替製品がEU内で十分な量が生産されているか、またはGSP対象国である第三国製造者により生産されている場合、この措置は通常認められないこと、同様にこの措置が最終完成品の競争を阻害する場合も適用されないこと。 <a href="http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm">http://ec.europa.eu/taxation_customs/customs/customs_duties/tariff_aspects/suspensions/index_en.htm</a>	・これらの関税一時停止措置の問題は、それが一時的であり、またコンポーネントに関してのみ適用されることである。 ・この問題は日・EU FTAの締結により解決可能であることから早期の締結を要望する。	・Council Regulation (EU) No 1344/2011
	日機輸	(4)	長期に渡るBTI承認期間	・Binding Tariff Informatuin (BTI)の申請から承認までの時間がかかりすぎる。 (継続)	・時間を短縮するべきである。	
	日機輸	(5)	通関手続きの不統一	・EU各国の税関により通関手続きの調和がなされていない。 (継続)		
	時計協 時計協	(6)	輸出入許可取得の煩雑	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要がある。国によっては更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	日鉄連	(7)	反ダンピング措置	・2014年8月14日、EU委員会が、日本、中国、韓国、米国、ロシア製の方向性電磁鋼板に対するAD調査を開始する旨を公告。対象HSコードは7225.11.00、7226.11.00。 2015年10月30日、EU委員会が全ての調査対象国についてクロとする最終決定。 (継続)		
	日機輸	(8)	物流セキュリティ規制遵守のための企業負担	・米国とEU向け出荷時の船積み前24時間ルールにより、出荷時の商品滞留時間が長くなり、企業の負担になっている。 事例：米国が2001年同時多発テロを契機にモノの輸入に関して以下のリスク把握を行う体制を導入。 1. 24時間ルール：外国港での船積み24時間前までに船荷情報の提出を義務付けるもの 2. コンテナ・セキュリティ・イニシアティブ：職員の常駐により危険度の高いコンテナを識別 (継続)	・優良企業への優遇策導入。	・Advanced Manifest System (通称 24時間ルール)
	日機輸	(9)	関税対象品	・ ITA導入後も特にインクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical / Electrical component を含む」)に曖昧さがあり、関税ゼロ適用範囲が不明確となっている。 ITAの合意内容にレンズ製品が含まれなかったことで多額の輸入関税支払いが発生している。	・インクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical/Electrical component を含む」)の明示。 レンズに関する輸入関税障壁の緩和・撤廃。	・ITA (Information Technology Agreement) of WTO
13 金融	日機輸 自動部品	(1)	マイナス金利の運用	・企業の運転資金用の預金にまでマイナス金利が課される。 (継続)	・運転資金のための口座などにはマイナス金利を適用しないで欲しい。	・マイナス金利
14 税制	日機輸	(1)	EU-韓国FTAの締結による競争力の低下	・EUとのEPA締結国(例：韓国など)、EU域内FTA国に比べて、関税での障壁があり価格競争力の面で、欧州、EPA締結国に対して苦戦を強いられている。 (継続)	・EUとのEPA早期妥結をお願いしたい。	・EPA
16 雇用	日機輸	(1)	Intra-Company Transfer	・EU Intra-Company Transfer指令に基づき、各EU加盟国で法制化が予想される。これに伴い、日本からの駐在員の任期が最大3年までとなる(トレーニーは3年)。	・オランダにおいては、日本からの駐在員は既存のHighly Skilled MigrantとICTの選択性となったため問題ではなくなったが、他国は以前不透明な状態のため、早急な解決をお願いしたい。	・ICT
	日機輸	(2)	Short-term Business visitors	・非居住者の訪問は滞在日数を記録し、60日を超える場合は税務当局に報告する必要がある。	・ルールの特典化。	・All EU countries
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度の問題	・ディレクティブ第5条2項(b)では、公正な補償(補償金)には、技術的手段の適用・不適用を勘案することが求められているが、これを国内法に明示的に反映していない加盟国がある。 (継続)	・各加盟国で、技術的手段の適用・不適用の勘案することを徹底してほしい。	・DIRECTIVE 2001/29/EC

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			<p>・私的複製補償金制度については、私的複製に使われない場合(汎用品の存在・メディアの個人的使用、業務利用をいかに適切に除外するかなど)も対象となっていること、ライセンス対価との二重払問題、複製権を主張しない権利者の存在、分配にまつわる問題など、様々な問題点が指摘されているところである一方、デジタル世界の発達により補償金制度に頼らない創作者への対価の還元が可能となるはずである。</p> <p>上記を踏まえた上で、現状の補償金制度は加盟国毎に異なっているため、特に越境取引の場合にはある製品に二重に補償金がかかったり、補償金が安い(あるいはない)国の事業者が有利な立場に立つなど、本制度が製品の企画販売流通の足かせになっているとともに、域内単一市場の形成を妨げる要因となっている。また、煩雑な補償金制度を加盟国毎に調査・検討をしなければならず、事業者の実務的にも過度な負担がかかっている。</p> <p>(継続、要望一部削除)</p>	<p>・【制度的観点】</p> <p>- 私的複製補償金制度を廃止してほしい。創作者への対価の還元は私的複製補償金制度ではない別の方法によるべきである。</p> <p>・【実務的観点】</p> <p>- 現状の制度運用を前提とした場合、各加盟国の補償金対象機器・媒体及び金額または率に関する情報を、各加盟国の規定に忠実な形で英語でECウェブサイトに掲載してほしい。</p> <p>- なお、かかる英語掲載を各加盟国単位で実施する場合は、信頼性の観点から各加盟国政府のウェブサイト上での掲載と、アクセス容易性の観点からECウェブサイト上で各加盟国のアクセス先の表示をしてほしい。</p>	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC</p>
	日機輸			<p>・多くのEU加盟国において、私的複製から生じる著作権者への補償として著作権補償料制度が導入されているが、料率や対象アイテムが加盟国間で不統一であり、域内市場の達成の妨げとなっている。</p> <p>(変更)</p>	<p>・早期に加盟国間での制度統一を要望する。長期的には、現行システムに代えて、著作権者が侵害者から直接補償を徴収するシステムの構築を要望する。</p>	<p>・EU著作権補償料制度</p>
	日機輸			<p>・2010年10月に欧州裁判所の判断が出され(C-467/08)、            自然人が使用する場合を除いて、業務用製品に対して私的複製補償金を課すことはディレクティブに反すること            私的複製補償金は例外として許された適法行為たる私的複製により生じた損害の補償であること            私的複製補償金は、私的複製の受益者たるユーザーが最終的に負担すべきことがいわれた。</p> <p>しかし、各加盟国においては本判決は必ずしも実現されておらず、多くの加盟国で業務用製品への課金が現在も行われている。また、一部の加盟国では、一旦業務用製品も含むすべて私的複製可能機器にも課金をした後、事後的に業務用製品にかかる補償金を返還する制度を導入している。しかし、本制度は一時的であっても本来支払う必要のない補償金の支払を強制されている上、返還手続きにかかるコストにより、事業者には大きな負担となっている。</p> <p>(継続)</p>	<p>・左記問題点はVitorino Recommendationsでも指摘されている通りである。Vitorino Recommendationsに基づき、ECがガイドラインを制定するなど指導力を発揮し、各加盟国において左記判決が早期に実施されるようにしてほしい。</p>	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC            CJEU (C-467/08)</p>
	日機輸			<p>・Directive及び欧州裁判所判決(C-467/08等)から、私的複製補償金の最終負担者は私的複製を行うユーザーである。しかし、補償金制度を有する多くの加盟国では、ユーザーが購入する私的複製機器にいくらの補償金が課金されているかが、ユーザーに対して通知されていない。そのため、ユーザーは自己が不当に高い補償金の支払いを強いられていることを認識していない。</p> <p>(継続)</p>	<p>・各加盟国は、複製機器/媒体にかかっている補償金額をユーザーに対して明示するように義務付けるべきである。</p>	<p>・DIRECTIVE 2001/29/EC</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17	日機輸			・私的複製補償金の支払義務がありながら支払をしない業者が現実に多数存在するとの話がある。 かかる事実、誠実に支払いを行う事業者が競争上不利な立場に立たされることを意味する。	・現状の制度運用を前提とした場合、支払義務を履行していない事業者と誠実に義務を履行している事業者との公平を図る措置を講じるべきである。	
	日機輸	(2)	特許権利化の遅延と出願費用の支払い継続	・日米欧の三極特許庁の最終処分期間は、日本、米国の約2年+と比較しても、欧州は約4年かかり格差がある。また、遅延と同時に高額な出願維持年金が毎年かかるため、出願人にとって大きな負担となっている。日欧間の特許審査ハイウェイの試行開始(2010年1月)に伴い、審査速度、費用低減への効果を期待している。 (継続)	・左記特許審査ハイウェイにより、最終処分期間の改善、出願維持費用の負担軽減の効果を明示して頂くとともに、引き続き権利化期間の短縮に向けた対策を進めていただきたい。	・審査運用 Patent examination practice in EPO
	日機輸			・年次で更新料を支払う現状では、最終的に特許出願を放棄した場合に、それまでに支払った費用が無駄になる。 (継続)	・日米等の主要国と同様に、更新料は登録後に支払うように法改正して欲しい。 ・あるいは、登録時にまとめてそれまでの更新料の累積分を支払うことができるようにして欲しい。	・欧州特許付与に関する条約 第86条
	日機輸 自動部品			・欧州では、特許出願後、審査開始前でも出願維持年金の支払いを要求される。そのうえ日米より特許の登録までに時間がかかるため、出願維持費用が大きな負担となる。中国も2010年には維持年金を廃止している。 (継続)	・出願維持年金を廃止して欲しい。	・出願維持年金制度
	日機輸	(3)	権利化の高コスト、訴訟制度の煩雑さ	・EUにおいては、特許認可後に各国言語による翻訳が必要のため、国数によっては翻訳コストなどによる総費用が米国等と比較し非常に多くかかり、欧州での研究開発が進みにくい一因となっている。また各国別の訴訟制度についても出願人にとって利用しにくい状況となっている。 (継続、要望追加)	・円滑な権利取得推進に向け、EU共同体特許の実現と、欧州及びEU特許裁判所(EEUPC)の設置を実現していただきたい。 ・2012年12月に統一特許制度および統一特許裁判所についての規則案が欧州議会によって承認されたが、品質、コストの両面でユーザーにとって使いやすい制度設計を進めて頂きたい。	・EPC
日機輸	(4)	審査期間の長期化	・EPOによる特許審査期間が長期化しており、適正なタイミングで権利を取得できないことが問題となっている。	・Early Certainly Program (Early Certainly from search, examination and opposition)に関して、EPO自身が掲げた目標の確実な実行。 ・PACE(programme for accelerated prosecution of European patent applications)がリクエストされた案件について速やかなサーチ&審査の完了。	・EPC Article/Rule	
19	工業規格、基準 安全認証	日機輸	(1)	CEマーク取得の過重な負担	・EU市場やノルウェー、リヒテンシュタイン、アイスランドに製品を販売するためには、高価なテストと認証手続きを行う義務がある。日EUのFTA締結によって、証明制度の調和化の可能性はある。	・Council Regulation (EU) N° 339/93 ・Directive (2004/108/CE) ・French decree n° 2006-1278

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19	フル工	(2)	CEマーク、RoHS指令、REACH取得負担	・EU市場に製品を販売するには、その製品が特定の規制でカバーされるたびに、CEマーキング、RoHS指令、REACHに適用させる必要がある。	・取得手続きの簡素化、明瞭化。	・CEマーク ・RoHS指令 ・REACH
	日機輪	(3)	RE指令の整合規格公示の遅れ	・2016年6月12日にRE指令が発効され、2017年6月12日までR&TTE指令との置換えに係る移行期間にある。その間にRE指令適合に必要な整合規格が官報に公示され自己適合宣言が可能であるが、整合規格の公示が遅れると共に、適用すべき規格が明確になっておらず、草案規格で適合する必要がある。この場合、本来NBの関与が必要ないにもかかわらず、NB関与を余儀なくされ、必要以上のコスト負担が強いられる。草案規格で適合宣言をした場合、整合規格として公示された場合、改めて差分の評価を実施し、適合宣言をし直す必要がある。	・草案状況の規格であっても、速やかに整合規格として公示する。 ・草案状況の規格が整合規格となった場合、整合規格可前に草案で宣言した評価を適合推定を与える。	・DIRECTIVE 2014/53/EU OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL of 16 April 2014 on the harmonisation of the laws of the Member States relating to the making available on the market of radio equipment and repealing Directive 1999/5/EC
	日機輪	(4)	工業規格の添付義務	・ほぼすべての製品でCEマーク貼付義務あり。消防ポンプのような汎用品を日本で製造する場合は当然JISで製造する。しかしそれを欧州で販売しようとする、まずCE自己宣言ができるよう、専門のコンサルに依頼し、欧州指令に沿った設計であるかどうかの確認や、機種によっては各種検査基準をクリアしているかどうかの確認が必要となる。	・市場への投入を期してはいるが、まだ欧州でどれだけ販売できるかわからないものに対しても、1台でも販売するとすればCEマークが必要となる。小さな企業だと、CEへのアプライだけで相当なリスクとコストがかかっており、是正されればコスト・時間の節約効果は大きい。	・The council decision of 22 July 1993
	日機輪	(5)	小型装置に自国語記述が必要	・益々多くの国がパッケージに自国語記載を課している。	・小さくコンパクトな個装の商品(電池、電球、ヘッドフォン等)の場合、技術的あるいは経済的観点からこの規準を満たすことはほぼ不可能。小型規格品の販売を難しくしており障壁となっている。自国語記載ではなくロゴ標記を認めてほしい。	・example: Spanish Royal Decree 1368/88
	日機輪	(6)	工業規格の互換性	・欧州規格(PED、SIL)と日本の規格の互換がない。PED(Pressure Equipment Directive)に関して言うと実質的にはJISが認められるケースはまれである。モノの売り買いの時にJISはPEDより厳しいからOKと判断してくれるお客様は少ないと思われる。	・各規格の互換性が認められるものについては、規則を定め、不当な扱いを禁じる規則を制定いただければ、規格間コンバート作業のコスト・時間の節約につながり、また商機も広がる。	・SIL : IEC 61508 PED: <a href="http://ec.europa.eu/growth/sectors/pressure-gas/pressure-equipment/guidelines_en">http://ec.europa.eu/growth/sectors/pressure-gas/pressure-equipment/guidelines_en</a>
	日化協	(7)	BREXIT後の化学製品のEU規制について	・イギリスに拠点において、日本の親会社より殺虫剤原薬、製剤品をEUに輸入しEU域内外の顧客に販売している。殺虫剤原薬、製剤品のEU域内での販売においては、"The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012)"の規制を受けており、弊社は各種殺虫剤原薬、製剤品のBPR登録ホルダーとしての地位を有している。現行のBPRにおいては、「原薬、製剤品の登録ホルダーはEUに拠点を有す	・イギリスとEUとの交渉においては、イギリスに拠点を有し、EU域内ビジネスを行っている企業の状況を踏まえ、交渉が早期に決着するとともに、十分な移行期間が設定されソフトランディングの形で決着することを、強く要請していただきたい。	・The Biocidal Product Regulation (BPR, Regulation (EU) 528/2012)

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
19				る法人でなければならない」と規定されているため、BREXIT後、イギリスがBPRにおいてどのような法的地位を有するかという点は、弊社がイギリスでビジネスを継続できるかどうかという非常に大きな経営判断に関わる問題である。		
20	独占	自動部品	(1) 事前相談制度の廃止	・従来あった個別適用除外の事前相談制度である「ネガティブ・クリアランス制度」が廃止となったため、たとえば特許のライセンスプールなどの形成について、事前に当局の承認を得る機会が奪われた。 (継続)	・事前相談制度の復活、あるいはこれに相当する新制度の実施。	・1962年EC理事会規則17号(2)項
22	環境問題・廃棄物処理問題	日機輸	(1) RoHS指令適用除外申請の煩雑さ	・RoHS指令の「適用除外」は定期的に見直されることになっており、一般的な電気電子機器に関しては5年毎の見直しとなっている。しかしながら、延長申請にはサプライチェーンをまたがった産業界での意見集約なども必要で、申請に至るまでのみならず、コンサルタントからの質問への対応など、長期間にわたって多くの産業界に著しい負担となっている。更に、ELV指令においてもほぼ同じ適用除外が別のタイミングで見直されるため、大きな負担となっている。また、適用除外の整合を図る点でも課題と認識している。 (継続)	・適用除外の見直し期間の長期間化(例えば10年)。 ・ELV指令との重複適用除外に関しては、見直しタイミングを同期させる。	・RoHS指令:2011/65/EU ・ELV指令:2000/53/EC
			(2) 生産装置等の保守部品へのRoHS指令等の適用	・ErP指令、改正RoHS指令において、要求内容の解釈が難しく、生産装置等として対象外であるにもかかわらず、保守部品として構成部品(商業用コンピュータ、モニタなど)を出荷する際には、個々に規制への適合が必要になる場合がある。 (一部削除)	・生産装置等で規制対象外となっている製品の構成部品を保守部品として出荷する際についても、規制適用外としてほしい。	
			(3) 加盟国ごとに異なる環境法制の解釈・運用	・各国で法令の解釈・運用が異なると、産業界にとって国毎に異なる手続き、対応は容易ではない。例えばスウェーデン独自の難燃剤の含有に対する課税制度など。 (継続)	・客観性のある科学的な知見に基づき、共通の仕組みづくりの構築を進めるべきである。	・WEEE、RoHS、REACH等の環境法規制
			(4) 日本とEUとの間の省エネ規制とラベリング制度の差異	・ICT製品をはじめとする国際的に流通する製品の省エネルギー規制、ラベリング制度の差異はビジネスにとっての負担が大きい。追加コストにより製品価格上昇、消費者負担増にも繋がる。 (継続)	・製品の省エネルギーを目的としている点では目的は共通なので、少なくとも製品の試験方法、使用方法の考え方は統一すべきである。	・エナジースター IEC/TC108 IEC/TC100 IEC/TC113など
			(5) 各国独自のリサイクルマーク	・資源の有効利用や廃棄物による環境汚染の防止のため、各国、各地域でリサイクルに伴う法規制が成立している。電池においても同様であり、下記のように様々なマークを電池本体や電池を同梱する製品の取扱説明書への表示が義務付けられている。電池及び電池使用製品のメーカーにとって、それらを間違いの無いように管理することが大きな負担になっている。 日本 欧州 米国 台湾 ブラジル      (継続)	・各国独自のマークを採用するのではなく、統一された世界標準を作成する動きをして頂きたい。	



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
22	日機輸	(6)	ナノマテリアル規制	・「ナノマテリアル」の定義、有害性についてのステークホルダー間での十分な議論がないままに規制が導入されかねないおそれがあることに懸念を有する。 (継続)	・万一規制が行われる場合には、客観的な科学的知見に基づき規制が正当化されることを確認のうえ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	・The European Commission Recommendation on the definition of nanomaterial (2011/696/EU)
	日機輸	(7)	二重規制、規制間の不整合	・複数の規制において、同様の化学物質が規制されたり、同一の対象に対する適用除外の考え方の不一致がある。例えば、RoHSとREACHにおけるフタル酸エステル二重規制。	・二重規制を避け、一貫性かつ整合性のある考え方に基づいた規制とすべき。かつ、必要最低限の規制に留め企業活動に悪影響を与えないようにすることを強く要望する。	・RoHS、REACHにおける4フタル酸エステル制限提案
	日機輸	(8)	過度な要求	・On ModeおよびStandby Modeにおける省エネ基準と施行日がメーカーに対して過度な負担となる内容になっている。また、今回の改定版より追加されている資源効率要求の内容が、技術的に実現困難で、かつ当局が意図しているような「リサイクル・解体・修理の容易性向上」に寄与するものとなっていない。	・要求基準、施行日を再考の上で、改めてTBT通報して頂きたい。規制検討においては、十分な影響評価を行い、また費用対効果を考慮し過度な要求にならないようにして頂きたい。	・WTO/TBT通報No. G/TBT/N/EU/433 ・ErP Directive 2009/125/EC with regard to ecodesign requirements for electronic displays
23 諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	個人情報保護指令および一般データ保護規則に基づく個人情報の移転規制	・EUの個人情報保護指令が強化されGeneral Data Protection Regulationが2018年5月より効力を生じることとなった。現行の個人情報保護指令Directive95/46/ECおよびGeneral Data Protection Regulationは、加盟国に対しEU外の国の個人情報を転送する際、特定の例外を除き、指令と同じレベルの十分な保護がなされている場合のみ認めよう求めているが、現在の日本の制度は十分な保護レベルにあるとみなされていない為、日本、EUの双方で事業を行うグローバル企業には2つの個人情報保護制度を遵守するか、EUから日本への個人データの転送を行わないか、どちらかの選択肢しかない。 (内容、要望ともに変更)	・日本の個人情報保護法も強化・改正され2017年より施行された。当該個人情報保護法がEUと同レベルの十分な保護を提供しているか否かの「充分性」の認定作業を、是非とも2017年中に終え、日本の個人情報保護法が「充分」であるとの認定が下りることを期待する。 (究極的には世界各国の個人情報保護制度の統合が理想)	・EU Directive 95/46/EC General Data Protection Regulation
	日機輸			・現在の個人情報保護指令では、EU/EEA域外に個人情報を持ち出す場合には、データ処理に関する契約書に署名する必要があるなど、企業にとって負担が大きい。 (継続)	・個人情報保護に関する指令の簡素化。	・Directive 95/46/EC
	日機輸			・データ保護規則に基づく第三国移転条項規定により、日本はデータ保護十分性を認められていないため、EUからデータ移転に当たって、認定を受けた国の企業に比べて産業界全体・一企業は労力・費用負担がかかり、不利益。また、「個人データ」の範囲・定義が明確ではないこと。 (継続)	・データ保護規則十分性認定に関するEUおよび日本政府との対話、企業レベルで比較的簡素にEU-日本間のデータ移転の承認を受けられるような制度設置。	・EU Data Protection Regulation
	日機輸			・個人データへの取得規制が強化されれば、車両から使用者個人を特定できる場合に車両の稼働状況等のデータを取得できなくなり、サービス・メンテナンスの質を保つことができなくなる可能性がある。	・法改正に関する状況を注視し、新しい情報が入ったら迅速に提供いただきたい。	・EU個人データ保護指令

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
23	日機輸	(2)	個人情報保護指令に基づく加盟国内法の相違	・EU内の各加盟国が独自の法律に国内法へのデータ保護指令を実施しているが、現実には加盟国間での広範な相違がみられる。このため、会社としての個人情報保護ポリシー製作に当たり共通アプローチ部分と多くの国別例示の部分という構成をとることとなる。 (継続、要望追加)	・欧州委員会は最近、EU一般データ保護規則(GDPR)の最終テキストに合意したところであり、今後2016年春に正式採択、2018年春にすべての加盟国に直接適用されるようになる。 GDPRは、通知要件や汎EUポリシー・契約のドラフト・利用といったいくつかの分野において合理化を進める共に「忘れられる権利」の創出やデータ違反が起こった場合の報告に関する要件を増大させたり、同意に関する要件を厳しくしたりと、新たな挑戦を生じさせるものとなる。 GDPRは2018年5月に導入予定。	・Directive 95/46/EC	
	日機輸	(3)	一般データ保護規則の高額制裁金	・大筋合意されたEUの個人情報保護規則において、企業が違反した場合に、企業グループの全世界連結売上上の4%までの罰金が課される可能性が規定されている。罰金の金額が恣意的に決定されないようにしてほしい。 (継続)	・EU競争法に基づく罰金と類似の運用になると思われるが、ガイドラインの作成等運用ルールの明確化を図り、透明性を担保してほしい。		
	日機輸	(4)	e-プライバシー指令(クッキー法)における同意の不明確	・まだ全てのEU加盟国で実施されている訳ではないが、2011年に発効したクッキー法は、オンライン上での顧客体験改善活動に使用されるクッキーをウェブサイト運営者が自身のデバイスに置く前にユーザーの同意取得を要請している。この同意取得を明示的なものとするか、黙示的なもので認めるかといった点に加盟国間の相違が見られ、もし前者が必要だとするとビジネス活動の障壁となりえる。 2017年1月11日に欧州委員会が発表した3つの柱( ePrivacy改正、 データ経済推進、 データ国際移転)。 ePrivacy指令の改正については、Cookie情報などが影響し、GDPRとの整合性が図られた内容になると思われる。 (追加)	・指令は、何が有効な同意を形成するかといったキー領域のガイドラインを伴っておらず、実施は非現実的、事実上不可能との批判を受けている。指令の適正な施行を行うためにも明確かつ実務的なガイダンスが不可欠となる。 ePrivacy指令の改正については、Cookie情報などが影響し、GDPRとの整合性が図られた内容になると思われる。	・Directive 2002/58 on Privacy and Electronic Communications	
24	法制度の未整備、突然の変更	日機輸	(1)	法規制関連の発行遅延	・RE指令がすでに施行されているにも関わらず、欧州委員会によるガイドラインが発行されていない。また、殆どの整合規格がOfficial Journalで公表されていないため、従来、自己適合宣言が認められている機器にNotified Bodyによる評価が必要となっている。Notified Bodyの評価に不要な費用と手番が発生している。	・整合規格の発行遅延に伴い、R&TTE指令からRE指令への移行期間を1年延長するよう希望する。	・2014/53/EU
	日機輸				・新EMC指令がすでに施行されているにも関わらず、欧州委員会によるガイドラインがドラフトのまま、正式版が発行されない。また、整合規格の一部がOfficial Journalから漏れている。	・至急、欧州委員会によるガイドラインの発行と漏れている整合規格を追加した修正版の発行。	・2014/30/EU
26	その他	日機輸 自動部品	(1)	BREXIT問題	・いわゆるブレグジットについて将来の動向が予見できず不安。	・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにしてほしい。	

## オーストリアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	アーティストの社会保障制度への貢献としての製品課税 (KFVS)	・2001年以降、芸術支援のための貢献に関するオーストリアの法律は、衛星受信機の輸入業者は芸術家の社会保障制度 (KFVS) に1台当たり、6 EURO の税金を支払うことを定めた。2013年以降、KFVSは衛星チューナーの内蔵するTVやBDレコーダーにもその対象を拡大している。 (内容、要望ともに変更)	・法は放棄されるべきである。	・ § 1 para. 1 no. 3 Kunstförderungsbeitragsgesetz (Austrian Law on Contribution for the Support of Arts); ref. <a href="http://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/Bundesnormen/NOR40064711/NOR40064711.pdf">http://www.ris.bka.gv.at/Dokumente/Bundesnormen/NOR40064711/NOR40064711.pdf</a>

## ベルギーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	日機輸	(1)	駐在員IDカードと帯同家族ビザ取得の長期化	<p>・過去より要請していた家族だけのビザの申請ができるようになったが、海外勤務者が渡航して6カ月以上時間が経っている場合はベルギー本国政府への照会が必要となり、審査に多大な時間を要する。</p> <p>また、海外勤務者のIDカードのコピーの提出がビザ申請の際に必要で、IDカードを取得できていないとビザ申請ができず帯同時期に制約が発生するケースもある。</p> <p>(継続)</p>	<p>・海外勤務者着任後の早期IDカードの発給、および家族のビザ申請書類の簡素化と時間短縮をして頂きたい。</p>	

英国における問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協  時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
16 雇用	日機輪	(1)	VISAの取得・延長の困難	・国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可証取得に時間と手間がかかっている。 UKにおいては、労働許可取得時の申請料の増額が予定されており、安定した人材の派遣が難しくなっている。 (内容、要望ともに追加) ・VISA(Tier-2 ICT)延長できる期間が最大5年、年収15万ポンド以上(現状、春以降は若干引き下げられる予定)で最長9年であるが、年収基準を撤廃願いたい。ポジションや職種によっては5年以上の長い滞在が必要なケースも考えられるため、そもそも企業内転勤で滞在し身元保証されている駐在員に対して期間制限を設けるのは両国にとって理にかなわない。 ・現在のTier-2 ICTは、その滞在期間が2011年より基本的に最長5年となっており、給与による緩和条項はあるものの、要求レベルが高く、製造で要求されるマネージャー、エンジニアレベルでは意味がないものとなっており、英国での経験を有効に活用できていない。	・労働滞在許可証取得の簡素化、迅速化、安定化を要望する。  ・年収制限の撤廃。 ・延長基準の緩和。  ・最長滞在可能時間の延長。	・英国移民法  ・入国管理法 ・英国移民法  ・Tier2 VISA
	日機輪	(2)	VISA取得手続の煩雑	・入国手続(書類審査、Entry Clearance発行等)はフィリピンにて実施されているが、書類の郵送に時間が取られる上、審査所要期間がまちまちであり、駐在員の赴任日設定に支障が生じている。	・東京での書類審査手続の実施。 ・必要書類、内容の明確化。	・入国管理法
	日機輪	(3)	頻繁なイミグレーション制度変更	・頻繁なイミグレーション制度変更により、VISA取得や維持するための制度理解に相当な労力と時間を要する。	・現制度の一定期間の継続。	・入国管理法 ・英国移民法
	日機輪 自動部品	(4)	査証の取得時に要求される書類の厳格さ	・就労ビザ申請時に戸籍謄本の翻訳と翻訳証明書を要求される。これらの書類については、申請日から1ヶ月以内のものを求められたが、時間的制約が厳しく大変だった。ビザ取得の条件や取得にかかる手間が年々増しており、2017年4月から費用も大幅に上昇する見込みである。 (変更)	・就労ビザ取得を容易にして欲しい。	・査証制度の運用
	自動部品	(5)	最低賃金引上げ(賃金レベル高騰)	・物価レベル、Living Wageを考慮し、設定される最低賃金は、EU他国との比較で非常に高いレベルにあり、人に頼る工程が多い製造では、競争力が保たず、大陸側のビジネス確保が非常に困難になってきており、経営を圧迫している。	・物価抑制経済政策。	・最低賃金法
	自動部品	(6)	技術者の不足	・技術者の絶対数が需要に比べ少ない。製造の現地移管を図るに当たり、現地人技術者の絶対数が不足大手の企業、賃金の高い企業からの引き抜きが頻繁に発生、安定したオペレーションの運営を困難としている。	・技術者の養成/育成と企業へのサポートの強化(特に教育・訓練)。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	不明確な第一国出願義務の法令規定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。</li> <li>(継続)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。</li> <li>・また多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。</li> </ul>	
	日機輸	(2)	優先権証明書提出の負担が大きい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・優先権証明書提出の負担が大きい。現在はデジタルアクセスコードを英国特許庁に提出することで優先権証明書の提出は不要だが、PDXの制度の導入は引き続き希望したい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・JPOとUSPTO間で行っているPDXの制度を導入することを希望する。</li> </ul>	英国特許規則8
26 その他	自動部品	(1)	EU離脱問題	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国のEU離脱に当たり、特にEUとの間での関税の設置、EU移民に対する方向性が見定められず、中期的な経営戦略が、全く立てられない状況となっている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報の公開。</li> </ul>	
	電線工			<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国のEU離脱問題。見通しが立たず、英国拠点の全部または一部機能の大陸移転内容・時期が定まらない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・英国とEU、英国と日本他との貿易に関するルール等の早期決定。</li> </ul>	
	日機輸 自動部品			<ul style="list-style-type: none"> <li>・いわゆるブレグジットについて将来の動向が予見できず不安。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州における日本企業のビジネス環境が大きく損なわれることが無いようにして欲しい。</li> </ul>	

## フィンランドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	雇用	JEITA	(1)	社会保障費の二重払い	・従業員および雇用者の社会保障税率が高く、現地法人の採算に影響を与えている。コスト負担を下げる為、社会保障協定による任地での納付免除を要望する。 (継続)	・社会保障協定を締結頂きたい。	

## フランスにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
	時計協					
16 雇用	日機輸	(1)	就労ビザ等の取得困難	・国際企業にとって、要員の迅速な派遣は、事業の円滑・効率的経営に不可欠であるが、企業内派遣者およびその家族に関する労働滞在許可証取得に時間と手間がかかっている。 (内容、要望ともに追加)	・労働・滞在許可証取得の簡素化、迅速化、安定化を要望する。	・フランス移民法
	日機輸	(2)	有期雇用の可否	・有期雇用は、季節性、臨時性ある仕事のみ認められている。	・柔軟な要員調整が保証される制度を確立して欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・補償金制度の受益者が料率表を決定するという不公平な制度になっているため、常に事業者にとって不利な料率表が一方的に決定されている。また補償金収入の25%が文化振興に使用されていることから、政府も受益者として不正な補償金制度を支持している。それに加え、第15決定で定める現行料率表は法的疑義のあるものであるため、事業者は法的安定性・公平性に欠く状況の中で対象製品の企画販売及び補償金の支払を強いられている。 (変更、要望追加)	・制度趣旨及び製造者の意向も十分に反映した公平な制度運用をすべきである。 ・また、補償金を文化振興のために使用することはディレクティブ違反であるのでやめるべきである。	・知的所有権法典に関する1992年7月1日の法律(法律第92-597号)第311の5条



## ドイツにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
	日機輸	(2)	関税手続きの煩雑さ	・工事件で急遽日本から部材をハンドキャリーする必要が生じた際に、一般的に必要と考えられる書類一式を用意していたにも関わらず、空港税関職員が対応を拒否し、部材が空港留めとなった事例があった。結局業者に手続きを代行してもらい、数日後に部材をようやく受け取った。対応を拒否するというのは極端な例と考えられるが、後日調べたところ、事前の手続き、物品コード選定等手続きが煩雑であり、輸入業者等でなければそもそも対応困難なことが判明した。また、一時、サッカー選手の時計、音楽奏者の楽器が関税取り締まりの対象となったことがあり、出張者の持参物(PC)を説明するレターを別途作り、対応せざるを得ないこともあった。	・商用でハンドキャリーをする場合の手続きを、簡略化すべき。急遽の必要性がある際に、煩雑な手続きが障壁となって、真面目に申請しようとする者が不利益を被る状況は改善されるべきである。 ・また、出張者については、物品を持ち込んでも再度持ち出すことが明らかなので、申告方法など税関側が明示し、不要な手続き、負担を減らすべき。	・関税法
14 税制	日機輸	(1)	配当税免除手続きの煩雑さ	・2017年1月1日に、新規 日・独租税協定が発効し、日系企業の日本本社への配当金にかかる税率が0%と削減された。ところが、この税率を適用するためには、ドイツ税務当局に対し、申請が必要とのことである。これに必要な手続きを行うために、ドイツ税理士に依頼する必要がある。0%とした本来の目的が、いづらか損なわれる状況にあるため、この改善を求めたい。	・日系企業の日本本社への配当金にかかる税率については、無条件に0%が適用され、特別な手続きが不要、とするように改善を望みたい。	・日独租税協定 ・配当金税法
16 雇用	日機輸	(1)	分散型のVISA対応	・労働滞在許可は本来、国の管轄すべき案件であるが、実際は居住地の市レベルの外人局・労働局が担当し、対応にバラつきが出る。特に日本本社からの派遣の場合、要求される書類を初め、対応に差異が生じるようである。同じ市の中でも、担当者によってバラつきが出ることもある。複数の市にまたがるプロジェクトの場合、単一の市に労働が限定されないことも重要である。工事プロジェクト等のために労働局側で用意されているプログラムを、外人局側が承知していない場合もあり、全国的な同質的対応が望めないのが実情である。	・本社が外国にある会社からの社員派遣について、明確な指針、労働局と外人局との認識のすり合わせをし、全国同一の対応を徹底してほしい。 ・また、ある程度の規模の会社、あるいは一定以上のプロジェクトについては、居住地の市ではなく、国のコーディネータを設け、居住地がどこであっても、要件を満たせばスムーズにビザが下りよう、事前の必要書類等を適切に案内、調整してもらいたい。 ・工事プロジェクトについては、例えば労働局側のプログラム(国際人材交換制度: Internationaler Personalaustausch von Fachkräften und Durchführung von Auslandsprojekten)の存在、あるいはその活用を各外人局に周知願いたい。	・滞在法 ・労働法

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16	日機輸	(2)	有期雇用の可否	・有期雇用は可能だが、最長2年であり以降の更新が不可であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	著作権補償金の賦課、遡及的課金	・私的複製補償金は、遡及的に課せられることはないはずであるにも拘らず、補償金管理団体は遡及的な課金を主張していて、法的安定性を欠く状況にある。 (継続) ・著作権法改正により、私的複製補償金の金額は、原則として補償金管理団体と業界団体の包括合意によって定められることになったが、両者の基準の解釈の相違から多くの料率について紛争となったり訴訟になっている。また、紛争解決システムが非効率で処理が遅い。補償金管理団体が、包括合意なく且つ実態調査も経ずに不合理に高額な補償金料率表を公表する等、混乱が生じている。 補償金管理団体の契約について調査を開始。 (内容、要望ともに追加)	・私的複製補償金は、補償金管理団体と業界団体の包括合意の場合を除き、遡及的に適用されることがないことを明確にされたい。 ・紛争解決手続きに関する法改正が望ましい。適切な料率の基本算出式を定めるべき。 ・補償金管理団体の契約を見直すべき。	・著作権管理法13条13a条  ・著作権管理法13条13a条
	日機輸	(2)	不十分な特許審査制度	・特許の審査基準が不明確である。特に進歩性の判断基準が、欧州特許庁よりも曖昧であるとされている。 (継続) ・特許審査ハイウェイの制度は、日本とドイツの間で導入されているが、ドイツ国内特許制度に、明確な早期審査の制度がない。特にEPOと比べて、ドイツ国内出願の審査には時間がかかりがちであるため、必要な権利を必要な時に取得できる早期審査制度が求められる。 (継続)	・審査基準を明確化していただきたい。  ・国内法で明確な早期審査制度を規定していただきたい。	
	日機輸	(3)	使用言語の規制	・ドイツ語以外の言語(英語)で特許出願をした場合でも、出願日の確保が可能である。しかし、優先日から15ヶ月以内にドイツ語の翻訳文提出が求められる。 また、PCTからドイツ特許出願を行う場合、ドイツ特許庁に対して英語の明細書を提出する機会がなく、誤訳発生に対する不安がある。 (継続)	・英語出願後におけるドイツ語翻訳提出期間の繰り延べ・延長を進めていただきたい。 ・また、PCTからの移行に対しても、英語での手続きを認めていただきたい。	
23 諸制度・慣行・非効率な行政手続	自動部品	(1)	ドイツ支店の登記手続	・ドイツ国外で設立された法人のドイツ支店の登記を行うにあたり、商業登記裁判所に対して、当該法人の役員全員の公証人の「面前での宣誓供述書」を提出しなければならない。 日本では代理認証が認められており、日本の認証手続に対して、ハーグ条約で領事認証不要とされているにもかかわらず、また、ドイツ国外で面前認証を行ったとしても、ドイツ商業裁判所では、結局書面で確認するしかないにもかかわらず、多忙な役員にあえて「面前」認証を求めるのは、時間と手間がかかる。	・日本法上適法に行われた認証(代理認証)をドイツ商業裁判所でも認めて頂きたい。	

## イタリアにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協  時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
14 税制	日機輸	(1)	IVA還付のための銀行保証要求	・付加価値税(IVA)の還付金申請にあたり、税務当局より還付期間にわたっての保証書を金融機関から差入するよう求められる。EU他国には無い制度であり、これにより保証書の設定のための業務負荷や保証料などの負担を強いられている。	・既にEuropean Committeeにおいて左記のようなイタリア税務当局の要求はEUにおいて不当とする扱いを公式に取っている模様であるが、イタリア当局の適応のための迅速な措置をお願いしたい。	・イタリア付加価値税法 (Imposta sul Valore Aggiunto? 不明) 参考:PwC税理士法人 HP(後半部分) <a href="https://www.news-pwc.be/transitional-regime-extended-for-the-year-2014-opening-of-infringement-procedure-against-italy/">https://www.news-pwc.be/transitional-regime-extended-for-the-year-2014-opening-of-infringement-procedure-against-italy/</a>
16 雇用	日機輸	(1)	家族向けビザ、滞在許可、住民登録の煩雑	・家族のビザ取得の際、渡航前の許可申請に時間がかかり、かつ現地入国後の警察署での居住許可も時間と手間を要する。 (継続)	・双方の手続きの早期化をして頂きたい。	
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補償金制度	・2014年6月、新補償金政令が発効され、記録装置に課される補償金総額が増加した。特に、ハードディスクを有さないにもかかわらず記録機能を有するTVを新製品カテゴリとして定め、4ユーロ/台もの補償金を課されており、不合理である。 (継続)	・不公正かつ不合理な現行法を修正すべき。特にハードディスクを有さないTVについての補償金を廃止すべき。	・Law 633/1941 & 65:65 Implementation Decree 20.06.2014

## オランダにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協  時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるのに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
14 税制	日機輸	(1)	個人消費の輸入荷物に対する重税	・個人消費の輸入荷物(日本食や日用品)につき、1梱包あたり荷物申告価格が150ユーロを超える場合は課税対象となる。 課税内訳: 申告価格に対してVAT 21% & 従価税 2.5%	・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。	
16 雇用	日機輸	(1)	労働法改正	・2015年1月に労働法が改正(7月施行)され、有期雇用契約の3(契約数)-3(契約年)-3(中断月数)が、3-2-6へ変更。 2015年7月に企業経済上の理由に基づく解雇、長期就労不能者の解雇条件が厳格化。これまで事案の難易度により簡裁ルート、UMWルートを選択可能であったが、7月以降、まずはUMWルートで解雇予告許可手続きを行う必要性あり。	・無期雇用契約の従業員を事業再編で解雇する必要ある際に事業主に対する負担が増すばかり。外資企業がオランダで現法設立、現地従業員の雇用を図る上で何らかの条件緩和が必要。	・オランダ労働法 7:669 Lid.1
	日機輸	(2)	有期雇用の可否	・有期雇用は可能だが、最長2年で再契約までには6カ月の中断期間が必要であるため、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	

## スペインにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協  時計協	(1)	輸出入許可取得の煩雑さ	・ワニ革の時計バンドを輸出する際には、日本でワシントン条約(CITES)に基づく輸出許可を取る必要があるに加え、更に輸入業者が輸入許可を取る必要があり、時間と手間がかかる。 (継続) ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可が必要である。 (継続)	・輸出側の許可だけで輸入できるようにして欲しい。  ・ATAカルネを使ったサンプルの場合にはそのつどの輸出・輸入許可を不要にして欲しい。	・ワシントン条約
16 雇用	日機輸	(1)	雇用者負担の大きい社会保障料	・雇用者負担比率の大きい社会保障料。 (継続)	・社会保障料の引下げ。	・Labour law of Spain
17 知的財産制度運用	日機輸	(1)	私的複製補助金制度	・スペイン政府が補助金制度の再導入を検討している。	・再導入しないでほしい。	・Intellectual Property Law

## スウェーデンにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸  日機輸	(1)	難燃剤含有電気電子機器への課税に対する対応	<p>・2016年11月、スウェーデン製品含有難燃剤課税規則が成立し、2017年4月1日施行と対応時間が短い。 指定されている難燃剤がRoHSやREACHで制限されているものに限定されず、調査が難しい。 具体的な課税方法が不明確で、現地での対応に苦慮。</p> <p>・2017年中ごろから特定の化学物質を使う電気製品の一部に新たな課税を開始予定。</p>	<p>・当局からのガイダンス発行など。</p> <p>・本法は環境保護の観点で何も効果を望めず、製造者の手間とコスト増をもたらすだけであり、効果が見えない。“影響を受けた難燃剤リスト”に含まれないより危険な化学物質の使用につながる可能性がある。よって取りやめるべきである。</p>	<p>・<a href="http://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20161067-om-skatt-pa-kemikalier-i-viss-sfs-2016-1067">http://www.riksdagen.se/sv/dokument-lagar/dokument/svensk-forfattningssamling/lag-20161067-om-skatt-pa-kemikalier-i-viss-sfs-2016-1067</a></p> <p>・Law (2016:1067) about tax on chemicals in certain electronic products / Svensk författningssamling 2016:1067</p>
16	雇用	日機輸	(1)	ビザ更新が困難	<p>・目下の大量移民問題を背景として、当局の人員不足ならびに確認事項の強化により、ビザ更新に要する時間が大幅に増加。ビジネスに支障をきたしている。</p>	<p>・ビザプロセスを簡素化して頂きたい。</p>	<p>・移民法</p>

## スイスにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸 日機輸	(1)	関税対象品	・ITAの合意内容にレンズ製品が含まれなかったことで多額の輸入関税支払いが発生している。 ・ITA導入後も特にインクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical / Electrical component を含む」)に曖昧さがあり、関税ゼロ適用範囲が不明確となっている。	・レンズに関する輸入関税障壁の緩和・撤廃。 ・インクジェットカートリッジに関する定義(「Mechanical/Electrical componentを含む」)の明示。	・ITA (Information Technology Agreement) of WTO
16	雇用	日機輸	(1)	ビザ取得の困難	・ビザ申請に必要な書類が多く、かつ取得に非常に時間がかかるため、ビジネスに支障をきたしている。	・ビザプロセスを簡素化して頂きたい。	・移民法

## トルコにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	時計協	(1)	高輸入関税	・中国製品に対し、時計1個当たりUS\$2.10が課税される保護政策を取っている。 (継続)	・規制撤廃。	
	日鉄連	(2)	関税引き上げ	・2009年1月、厚中板、熱延・冷延鋼板類、ブリキ、亜鉛めっき、表面処理鋼板の関税を引き上げ。 (継続)		
	日鉄連	(3)	反ダンピング措置	・2015年1月28日、経財省日本を含む7か国(日・中・スロバキア、露、仏、ルーマニア、ウクライナ)から輸入される熱延鋼板に対するAD調査開始を官報告示。 2015年8月28日、日本、中国、スロバキア、ロシアをクロとする仮決定(暫定措置導入)。その他の国についてはシロ。 2016年4月20日、調査打ち切り(提訴取下げ)。 (追加)	・制度の撤廃。	
	日鉄連	(4)	輸入割当制	・1998年7月24日、輸入抑制のため、HRC、厚板/中板でそれぞれ45万トン、CRC/SHEETで10万トンの免税枠を設置。需要家が過去実績、能力に基づき通商省に枠を申請し許可される。枠外のEU以外からの輸入はHRC、厚板/中板で22.5%、CRC/SHEETで30%。価格上昇、需給タイトにより実害が少なくなったため、近年適用されておらず、2006年に半国営ミルErdemirの完全民営化が実施され、今後も適用しない可能性が大きい。 (継続)		
	日機輸	(5)	製造年規制による輸入不可	・建設機械の主要機種は製造年が当年度の機械しか輸入通関ができなくなっており、10 - 12月の船積を妨げる要因となっている。結果年末にかけての在庫不足、年始の船積み集中による代理店の資金負担増等を招いている。 (内容、要望ともに変更)	・製造年による輸入規制の規制。	・税関関連法
	日機輸	(6)	日トルコ経済連携協定未締結	・日トルコ経済連携協定がないため、EUや韓国など関税同盟や自由貿易協定をトルコと結んでいる国と比較すると、関税分が貿易投資上不利な状況となっている。	・早期の日トルコEPA締結に向けた取り組みの加速をお願いしたい。	
12 為替管理	日機輸	(1)	為替先物規制	・在トルコ企業は、トルコ国内の銀行以外との為替先物予約契約が不可。 (継続)	・外貨管理規制の緩和。	
14 税制	日鉄連	(1)	輸入通関に係るRUSF課税	・1995年9月29日、金融引き締め政策の一環として、USANCE付L/Cでの輸入にはCIF価格の6%のEXTRA DUTY (SOURCE UTILIZATION SUPPORT FUND) が賦課。98年には税率が6%から3%に変更され、2007年も3%適用。 (継続)	・制度の撤廃。	



区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	日機輸			・トルコでは輸入する際、通関時に代金支払い済みの証明を提出しない場合、関税とは別に輸入申告額の6%相当をRUSF (Resource Utilization Support Fund)として追加で支払う必要がある。現地販売法人では、追加支払いを避けるために、輸入時に即時の代金支払いを実施している。そのため、追加で資金需要を手当てする必要があり、これらを考慮して輸入価格を設定しているものの、一般的な環境とは大きく異なるため、対応に苦慮している。	・RUSFを廃止して頂きたい。	
16	雇用  日機輸	(1)	現地人雇用義務	・工期6ヶ月以上の機器+据付指導員派遣(S/V)は、PEの対象となるが、PE設立の為に、外国人(=S/V)1名の雇用に対して5名のトルコ人を雇用する必要があり、現地に製造拠点を設けない(=トルコ人を多く雇用できない)本邦企業にとって契約履行の妨げになっている。 ・労働許可取得について外国人1人に対し5名のトルコ人雇用義務を課される。邦人駐在員増加による業務拡大を阻害し、逆に現地人雇用機会創出の抑制要因になる。また、法人設立後、ビジネス立ち上げ期間中に外国人1人に対し5名のトルコ人を雇用することは難しい。	・1:5ルールの撤廃 乃至 Assemble VISA(入国より1年間の間に3ヶ月有効)の期間延長。 ・日本法人に対する外国人1対5ルールの完全撤廃、あるいは撤廃に向けた適用除外の対象範囲拡大をお願いしたい。	・トルコ労働省:2011年8月2日付「労働許可証4817番の運用に関する通達」 ・「トルコ労働社会保障省通達:2011年8月2日の労働許可証4817番の運用」
17	知的財産制度運用  日機輸	(1)	不十分な知的財産権保護	・知的財産権の法整備は進んできている状況ではあるが、経済成長により、内外ともに特許出願数は増加し、審査の遅延及び審査の質(担当者によるバラツキ、レベルの差)は課題となっている。出願人にとっても、安定した知的財産保護の取り組みに影響が生じる状況がある。 (継続) ・権利化ニーズが高まる新興国において、件数等の統計情報や出願データベースの整備が不十分のため、正確な他社特許リスクを把握できない。 (継続)	・特許審査ハイウェイやASEAN特許審査協力(ASPEC)など、各国間協力を進めるとともに、利用促進を促し、審査滞貨の解消と、審査官への教育も進めていただきたい。 ・先進国特許庁との連携協力を進め、早期DBの整備を進めていただきたい。	

## チェコにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
12	為替管理	自動部品	(1)	チェコ中銀による為替介入	・チェコ中銀による為替介入(コロナ売り/ユーロ買い)が17年半ばまで継続されるとされているが、終了時期が明確でないことから、業績に与える影響試算が困難。介入打切り時における一時的な経済の混乱による、会社業績への影響が懸念される。	・急激な為替変動は、チェコ経済に大きな混乱をもたらすであろうことから、経済動向の正確な見極め、ソフトランディングを期待する。	
14	税制	日機輪	(1)	租税条約上の二重課税の解決に関する問題	・現在の法律では二重課税を回避するために、両国当局に二重課税を解決、排除するための「最善の努力」を要請している。EUでは、税務当局は3年間の二重課税排除のための「相互受入手続き」を使用しており、「最善の努力」では不十分と思われる。 (継続)	・OECD BEPSイニシアチブを通じて、二重課税を排除するための多国間措置の制定を要望する。この多国間措置により、租税条約の再交渉の必要がなくなり、プロセスのスピードアップにつながる。 ・チェコ・日本間で新しい条約を締結し、その中で(最善の努力ではなく)ドイツとの新条約のように税務当局が二重課税を排除しなければならないことを確実にすることが重要である。 ・OECDがBEPS行動15における二国間租税条約改定のための多国間協定を発表。	・Various laws in each EU country and Japan
		日機輪	(2)	二重課税の回避のための条約の更新	・源泉税に関して不利な扱いがある。ロイヤリティの支払いには10%の控除があるが不十分。	・源泉徴収税率を0%にすべき。	・Amend the Czech (Czechoslovakia - sic) and Japan Double Tax Treaties to reduce the impact of local legislation
16	雇用	日機輪	(1)	労働許可・ビザ取得の困難	・現地でのビザ申請手続きに時間がかかる(3ヶ月程度必要な場合有り)。最近日本側でビザ申請をする際に社会保障協定適用証明書提出が求められることになったが、社会保障協定適用証明書の手続きには時間がかかるため、ビザ申請時期が遅れる。 (継続)	・手続きの早期化をして頂きたい。 ・従来のように、社会保障協定適用証明書の提出を不要として頂きたい。	
		日機輪			・駐在員の労働許可申請、VISA及び社会保障協定の適用期間延長の取得・更新手続きが煩雑かつ時間を要する。また、帯同家族のVISAも取得・更新も同様な状況。	・手続きの簡素化及び時間の短縮化。	
		自動部品	(2)	ビザ申請手続の長期化	・労働許可、ビザ申請に必要な準備書類が多すぎる。 ビザ申請手続きが、長期化しており、申請から取得に至るまで3ヶ月以上を要する。(6ヶ月ほど要するケースもある) 長期ビザ取得までのつなぎとなる、短期就労ビザの同時申請が不受理となっている。 いずれも、処理件数増加に伴う当局の処理能力不足が問題。 発給までに要する期間は、年々長期化している。	・手続きの簡素化、早期化を図って頂きたい。	・外国人滞在法

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
16		自動部品	(3)	労働者、人材不足	・政府主導による外国企業の積極的な誘致活動により、近隣地域における労働力不足が顕在化している。チェコ国内の失業率は4.5%台まで低下しており、労働力不足解消の為に、賃金up競争が不可欠な状況。 解決策として外国人の採用も検討するが、国家としては、失業率低下、所得上昇は歓迎され、逆に外国人を制限することも想定される。生産増に伴う工場拡張も視野にいれるが、上記状態が継続するようであれば、近隣他国での建設も含め検討せざるを得ない状況。	・外国人受入(ビザ等)手続きの簡素化、早期化を希望。	・外国人滞在法
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	自動部品	(1)	非効率な建屋、設備許認可手続	・新規設備導入時、稼動時における許認可手続きのリードタイムが長く、生産計画に影響を及ぼす可能性がある。	・許認可手続きを簡素化、早期化していただきたい。	

## ハンガリーにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	高付加価値税と還付手続の長期化	・2012年1月1日からVAT税率は27%となる。 (継続)	・VAT税率をEUレベルに低減することを要望。	・ <a href="http://www.worldwide-tax.com/hungary/hun_vat.asp">http://www.worldwide-tax.com/hungary/hun_vat.asp</a>
		日機輸	(2)	EKAER SYSTEM	・2015年1月1日から、3.5トン超トラックによる高速道路・主要国道上の製品の輸送については、付加価値税(VAT)脱税防止のために、事前に税・関税当局への申告が義務付けられた(電子輸送管理システム:EKAER)。 (継続)		
16	雇用	自動部品	(1)	社会保障協定	・ハンガリーにおいては、出向者の人件費をハンガリー現地法人で支給する(ペイロール)場合、ハンガリーにおいて社会保険への加入が必要とされている。 (継続)	・他の社会保障協定締結国と同様に(ハンガリー現地法人のペイロールの有無に関わらず)ハンガリーでの社会保険加入は免除するべきである。	

## ポーランドにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	SENTシステム	・ポーランド政府は、ハンガリーのEKAERと同様のシステムのSENTシステム(電子輸送管理システム)の導入を検討中。2018年1月の導入を予定しているが、まだ詳細は不明である。		
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可及びVISA取得・延長の困難	・労働許可・VISAの取得手続きが煩雑かつかなりの時間を要するケースが散見される。また、担当官ごとに見解が異なる事があり運用面での不透明さがある。 (継続)	・手続きの簡素・短縮および手続きの透明性の確保。	
		日機輸	(2)	有期雇用の可否	・有期雇用は可能だが、連続した三度の契約締結、もしくは勤続5年で固定期間のない雇用契約を締結しなければならないので、事業状況に則した柔軟な要員調整が難しい。	・固定期間のない雇用契約締結の制約をなくして欲しい。	

## ルーマニアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1	外資参入規制	自動部品	(1)	外資優遇策	・過去の投資を含め、巨額な設備投資を実施してきているが、外資優遇(インセンティブ)の申請に関しての基準・申請方法が非常に分かりにくい。	・インセンティブの申請に関する基準、申請方法の明確化。	
16	雇用	日機輸	(1)	労働許可・ビザ取得手続の煩雑	・労働許可及びVISAの取得手続が煩雑かつ時間を要するケースが多い。また、ケース毎に異なる場合があり、運用面での不透明さがある。 (継続)	・手続の簡素・明確化および短時間化。	
26	その他	日機輸	(1)	インフラの未整備	・ルーマニアとしてインフラ整備は急務と認識し、特に高速道路建設に取り組んではいるものの、計画通りには進んでおらず物流や地方との移動に支障を来し、他国との比較において投資デメリットとなっている。 (継続)	・管掌省庁・機関内外の対応体制の強化と迅速化。	

## スロベニアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	輸出入規制・関税・通関関係	・個人消費のスロベニア側輸入通関は、WEB上で荷物の受領申請をする必要があり、『荷物の内容物(送料含まず)の価値が150EUR以上であるか?』をWEB上で回答する必要がある。150EU以上と以下では関税適用ルールが不明。	・水準の適正化及びルールの明確化を検討していただきたい。	
14	税制	日機輸 日機輸	(1)	個人消費品への高率の課税	・スロベニアにおける個人消費の食料品等の生活必需品に対する課税率は9.5%、その他一般に対する課税率は22%がルールになっている。 ・個人消費の輸入貨物につき、申告価格および送料(FOB)に対して、VAT22%(現行)が課税されるルールになっている。	・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。 ・水準の適正化および明確化を検討して頂きたい。	

## セルビアにおける問題点と要望

	区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23	諸制度・慣行・非 能率な行政手続	日機輸	(1)	煩雑な証明プロセス	・セルビアで輸入されたすべての電子製品は、上市される前にローカル認証機関によって、TCF、DOC、試験報告書、安全報告書といった全ての報告書に認定を受ける必要がある。 (継続)	・PTCデータベースの開発。	<a href="http://www.ratel.rs/regulations/rtte/conformity_assessment_procedure_for_the_radio_equipment_and_telecommunications_terminal_equipment.583.html">http://www.ratel.rs/regulations/rtte/conformity_assessment_procedure_for_the_radio_equipment_and_telecommunications_terminal_equipment.583.html</a> <a href="http://www.tehnis.privreda.gov.rs/infrastruktura-kvaliteta-u-srbiji/masine-lvd-emc-liftovi.html">http://www.tehnis.privreda.gov.rs/infrastruktura-kvaliteta-u-srbiji/masine-lvd-emc-liftovi.html</a>



新規意見速報版  
2017年版アンケート新規意見：貿易・投資上の問題点と要望

---

2017年8月

連絡先： 日本機械輸出組合  
通商・投資グループ 和田、武田、高橋、庫元

〒105-0011

東京都港区芝公園3-5-8 機械振興会館401号

TEL 03-3431-9348

FAX 03-3436-6455

E-Mail [tohshi@jmcti.or.jp](mailto:tohshi@jmcti.or.jp)

<http://www.jmcti.org>

<http://www.jmcti.org/mondai/top.html> (貿易・投資円滑化ビジネス協議会)

---

禁無断転載